



## SIT International Amity Complex ～数寄屋建築の展望～

k97003 天井正晴

### 設計対象

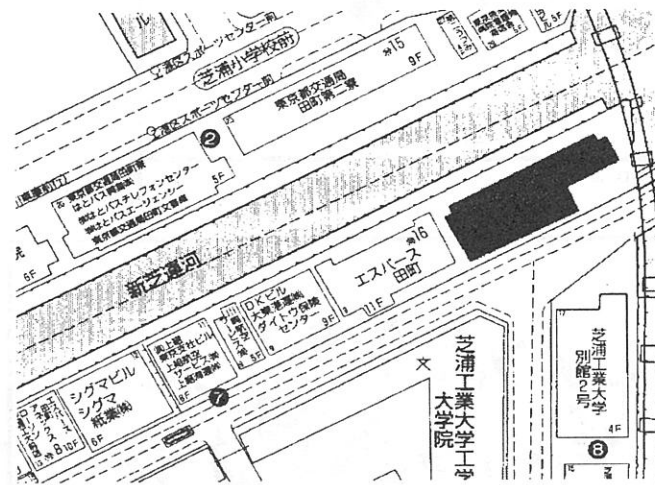
芝浦工業大学・大学院への留学生の  
寮、及び在学生との交流施設

### 対象敷地

東京都港区芝浦3丁目  
防火地域  
容積率 400%・建蔽率 60%

### コンセプト

- ・留学生を日本文化独特の空間でもてなしたいと考え、数寄屋空間を演出する
- ・在学生徒との交流の場を提供する



### 設計趣旨・背景

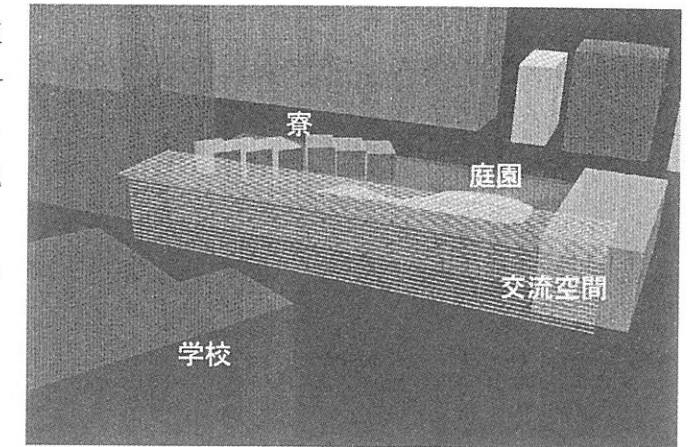
戦後、日本は高度経済成長期に生活基準の向上、いわゆる物質的豊かきの充実を図り、欧米化と共に経済大国と言われるまでになった。しかし、倫理観、道徳、哲学といった精神的豊かさが重視されはしなかった。現在、社会的出来事に目を向けると経済は不況が続く、精神的・思想的な問題を考えさせられる様々な事件の報道がなされている。人々に活気が無くなり、「癒し」がブーム的にメディアに取り上げられたりもした。「精神的な拠り所となる文化がない」と言う声もある。日本人・日本文化を改めて考えると、アイデンティティーが失われている気がする。精神・物質・文化の関係から、これからの建築の一つの方向性が、我が日本の数寄屋建築にあるのではないかと考える。人間の生活を快適にしようと様々な工業的開発により、その地球環境に対する悪影響のツケが結局、人間自身に回ってきている。自然・環境(物質)と人間(精神的主体)も一体の関係にあるのである。

指導教員 伊藤洋子 教授

### 設計ポイント

都会の中でいかに数寄屋空間を演出できるか。

数寄屋の空間を演出するには、伝統的建築の材料にとどまらず、現代の建築材料—コンクリート、金属、ガラス、プラスチック、複合材などを用いながら、現代的機能と材料を用いることで、現代数寄屋を創り出すことがこれからの和風建築の一つの方向性となる。



### 法規制に対して

この敷地には以下の様な法規制がある。

#### 防火地域内の建築物の制限(抜粋)

防火地域内の建築物は、原則として耐火建築物としなければならない。(法 61 条)

- ・階数が2以下であり、かつ、延べ面積が100㎡以下のものは、準耐火建築物とすることができる。
- ・屋根を不燃材料で造り又はふき、開口部で延焼の恐れのある部分に防火戸を設けた次の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても建てられる。延べ面積が50㎡以下の附属建築物で、外壁及び軒裏を防火構造としたもの

この法規制により、木造建築を建てることはかなり困難になるが、人口地盤をつくることで、延べ面積の計算を木造以外の建築物とは別にできるように試みた。

